

その他の勤務条件に関する留意事項

1. 任用根拠について

この任用は、地方公務員法第22条の2の規定に基づく「会計年度任用職員」として任用するものです。

2. 服務に関する規定の適用について

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますので、ご注意ください。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）

※ 服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※ パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、市での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求められることがあります。

その他、門真市の各種規定が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となりますので、ご注意ください。

3. 条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。

また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。

なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

4. 再度の任用について

任期については、手続きなく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。

なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則2回（当初の採用から原則3年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。